

(別紙)

もうかる誇れる産地づくり調査事業業務（県北・もも）委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「もうかる誇れる産地づくり調査事業業務（県北・もも）」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

県北地方の中山間地の農業においては、高齢化と担い手不足により、作付面積、農家戸数及び出荷量の減少が続いている。農家所得の確保のためには、市場ニーズを的確に把握し、生産から流通・販売に至る取組の連携強化を図りながら販売力を強化し、地域の農業所得確保に向けた戦略を検討の上、計画を策定・実践することが必要である。

そこで、産地の農産物ブランド力強化に向けて、計画の策定・実践を進める上で必要な産地分析・市場調査等を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 委託業務の内容

(1) 「選ばれるもも」基礎調査（マーケット調査、消費者動向調査）

ア もも購入時の重視点

消費者がももを購入する理由を調査するとともに、消費者や市場関係者は、価格、鮮度、産地、商品の見た目（色、つや、形など）、食感、商品の規格、安全性に関する情報、生産者に関する情報、ブランド・商品名、栽培方法、売り場の告知物などの広告、容器・包装など、どのような項目を重視してももを購入しているかを調査する。

イ 認知度

消費者や市場関係者は、福島産もも（主に県北地域産、以下同じ）を認知しているか、また認知している場合はどのようにして知ったのか、福島産ももの産地情報（魅力）をどのように認識しているか等を調査する。

ウ 付加価値

品種、品質（鮮度や糖度など）、GAP、産地ストーリー（GI、記念日の制定等）、広告宣伝等が購買にどれくらい影響するかを調査し、どのような方法が福島産ももにとって最も効果的かを提案する。

エ 産地への意識向上

消費者や市場関係者がどのようにももの産地を認知、意識するかを調査し、産地のPRが購買意欲向上につながる有効な手段を提案する。

(2) 産地戦略に資する調査（生産・販売戦略の検討）

ア ももの販売戦略

福島産もも、並びに他県産ももへの評価（色、硬さ、品種等）や流通実態（時期、出荷量等）を踏まえて、販売戦略に向けた有効な取組を調査する。

イ もも加工品の有効性

これまでの福島産もも加工品の取組実績や評価、他産地の事例、加工業者等へのヒアリング等を踏まえ、福島産もも加工品の産地認知度向上への有効性を調査する。

ウ 輸出拡大の有効性

福島産ももの輸出実績のある代理店や輸出に関する専門機関等を対象に、福島県産ももの輸出に関する現状分析を行うとともに、他県産ももの輸出状況等を踏まえた有効性等を調査する。

(3) 産地分析（生産・流通・販売の現状分析）

福島市湯野地区・平野地区、桑折町半田地区・睦合地区・伊達崎地区におけるももの産地分析及び経営調査を行う。また、もも経営のモデル策定に資するため、各地区で優良な経営を行っている大規模栽培者経営調査（計10件程度）を併せて行う。

産地分析にあたっては、受託者が、福島県、関係機関及び団体（以下「関係者」という。）と連携の上、調査項目の設定、アンケートの配布・回収、聞き取り等を実施し、調査分析を行う。

なお、上記5地区以外にも必要に応じて産地分析を行う地区を設定することは差し支えない。ただし、当該5地区は関係者で構成する産地ワーキンググループ（以下「産地WG」という。）で選定した地区であるため、必ず実施すること。

(4) 中間報告の実施

令和5年8月頃に県北地方で開催する産地WGにて、調査・分析結果の中間報告を行う。

(5) 結果とりまとめ及び考察

令和5年11月頃に（1）から（3）の調査・分析結果をとりまとめ、関係者へ報告するとともに、それらの結果に基づき、今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察を行う。

(6) 調査方法等

（1）、（2）については、以下のアからウの調査や過去の文献調査等を踏まえながら、各調査の目的に沿って最大限の効果が得られる調査規模や手法を提案し、実施すること。

ア 市場関係者調査

福島産ももが主に出荷される首都圏の市場において、卸売業者5社程度を対象としたヒアリング及びアンケート調査を実施する。対象は別途福島県が指定する。

イ 消費者調査

首都圏量販店において福島産ももを購入した消費者30人程度を対象とした対面によるアンケート調査を実施する。

ウ 一般的な消費者調査

（福島産ももに限らず）もも喫食経験のある消費者1,000人程度を対象として、インターネット等によるアンケート調査を実施する。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正本1部、副本4部、電子データ（保存媒体は任意）1部）
- (2) その他、福島県が必要とする資料

5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ア 着手届（様式第1号）
 - イ 主任担当者届（様式第2号）
 - ウ 実施工程表（任意様式）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後速やかに提出するもの
 - ア 完了届（様式第3号）
 - イ 実績報告書（様式第4号）

6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は福島県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、福島県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。